施設整備運営方針（認知症対応型共同生活介護）

法人名：

※各項目A４サイズ片面1枚以内で記載してください。（フォント指定：Meiryo UI、文字サイズ10.5）

|  |
| --- |
| １　全体コンセプト■応募の動機、応募者の強み、利用者像、利用者のニーズ把握、本事業の目標等を明確にして全体コンセプトを記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ２　事業の目的及び運営の方針■指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第89条及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（以下「解釈通知」という。）第3の五の1を踏まえ、記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ３　従業者の職種、員数及び職務内容■基準第102条第2号を踏まえ、記載してください。・基準第90条において置くべきとされている員数を満たしていることを示すこと。・職務の内容を明確に示すこと。 |
|  |

|  |
| --- |
| ４　利用定員■基準第102条第3号及び第104条を踏まえ、記載してください。・利用定員に過不足はないか、また平面図等設計図書記載内容と整合しているか示すこと。 |
|  |

|  |
| --- |
| ５　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額■基準第102条第4号及び解釈通知第3の一の4の（21）③④を踏まえ、記載してください。・「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料（１割負担、２割負担又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない指定認知症対応型共同生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、第96条により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるかを示すこと。・利用料その他の費用の額について、近隣同種・同規模施設と比較し、差が生じている場合は理由や影響について示すこと。 |
|  |

|  |
| --- |
| ６　入居に当たっての留意事項■基準第102条第5号を踏まえ、入居者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を具体的に記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ７　緊急時等における対応方法■基準第108条において準用する第80条を踏まえ、記載してください。　■以下の項目について言及すること。・協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあるか。・緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 |
|  |

|  |
| --- |
| ８　非常災害対策■基準第102条第6号、基準第108条において準用する第82条の2第1項及び第2項並びに解釈通知第3の五の4の（8）及び第3の四の4の（13）③を踏まえ、記載してください。・非常災害に関する具体的計画、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備状況、職員への周知方法、避難・救出等訓練の実施状況について示すこと。 |
|  |

|  |
| --- |
| ９　虐待の防止のための措置に関する事項■基準基準第102条第7号及び第108条において準用する第3条の38の2を踏まえ、記載してください。■以下の項目について言及すること。・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための従業者に対する研修の実施・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任 |
|  |

|  |
| --- |
| １０　その他運営に関する重要事項■基準第102条第8号並びに第97条第5項から第7項までを踏まえ、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き等を記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| １１　【整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれる場合】利用者及び職員を避難させる方策等、津波への備え■整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれない場合は、記載不要。■「堺市津波避難計画（平成26年3月）」を参照し、記載してください。■利用者及び職員の具体的な避難方法を記載してください。 |
|  |